

## ○集積所設置に関する手順について

- ① 新たにごみ集積所の設置を希望される方は、循環社会推進課にご連絡ください。その際、ごみ集積所の設置を希望される大まかな町内等をおたずねします。



- ② 次に、設置を希望するごみ集積所の位置や広さがわかる図面等を、エコイトやつしろまでお持ちいただき、詳細な内容をお聞かせください。その際に、設置までの手順等をご案内します。（※遠方の場合はメールでの相談も可。）坂本、千丁、鏡、東陽、泉管内は各支所にご相談ください。  
その後八代市と収集業者の協議のうえごみ収集が可能かどうかを決定しご連絡します。（1週間程度お時間をいただく場合があります。）  
集積所の設置等については必ず市政協力員等による申請が必要になります。設置可能となった場合は、その旨を市政協力員に説明していただき、申請の協力をお願いしてください。



- ③ 最後に、ごみ集積所が完成しましたら、速やかにご連絡をお願いします。後日、設置希望者様・循環社会推進課担当者・収集業者担当者立ち合いのもと、現地にてごみ集積所の設置位置の確認を行います。  
ごみ集積所の設置位置に問題がなければ申請書をお渡します。  
申請書はごみ収集開始を希望される日の 5 営業日前までに提出してください。

